

証券コード7621

2021年6月8日

株 主 各 位

東京都八王子市南浅川町3426番地

株 式 会 社 う か い

代表取締役社長 大工原 正 伸

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますことをご通知申し上げます。

当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月25日（金曜日） 午前10時（開場午前9時20分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都八王子市旭町14番1号
京王プラザホテル八王子 5階「翔王」 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第39期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ukai.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会決議の結果は、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

## **当社第39回定時株主総会における 新型コロナウイルス感染症対策へのご協力をお願い**

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いております。このような状況のなか、多くの株主様が集まる株主総会は自他ともに感染のリスクがあり、当社は株主様の安全を第一に考え、感染予防及び拡散防止のため、例年よりも縮小した規模で開催させていただくことを決定いたしました。

株主の皆様におかれましては、議決権の行使は郵送にての事前行使を行い、当日のご来場は感染の回避のため自粛をご検討くださいますようお願い申し上げます。

(ご注意とお願い)

- ・株主総会は感染防止の観点から、密集、密接、密閉をつくらない形での運営を行いたいと考えており、会場の席数も例年より座席間隔を広げることからご用意できる席数が限られます。そのため、当日ご来場の株主様におかれましては、**お席が確保できない可能性がございます。**万が一、定員数を超える株主様がお越しの場合には、**ご来場いただいてもご入場をお断りすることがございます**ので、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、**マスク着用などの感染防止にご配慮いただき**、ご来場賜りますようお願い申し上げます。感染による影響が大きいとされる高齢者や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様、また当日体調のすぐれない株主様におかれましては、どうぞご無理をなさらぬようお願い申し上げます。
- ・当日は、役員及び株主総会の運営メンバーにおいても、マスクを装着して対応させていただく予定であります。ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ・株主総会の議事は、例年より時間を短縮する方法を検討しております。当日は、決議事項に関するご質問以外はご遠慮いただけますようお願い申し上げます。
- ・当趣旨を鑑み、例年ご用意させていただいております**お飲み物の提供及びお土産品の配布を中止する**ことを決定いたしました。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・その他、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト(アドレス <https://www.ukai.co.jp/>)にてお知らせいたします。

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って2020年4月に政府より発出された緊急事態宣言を機に社会・経済活動の制約が強まり、景気は急速に悪化いたしました。その後は、緊急事態宣言の解除を受けて段階的に経済活動が引き上げられたことにより緩やかながら回復傾向にありましたが、秋口から再び感染者数は増加に転じ、2021年1月には大都市圏を中心とする2回目の緊急事態宣言が再発出されるなど、先行きが見通せない厳しい状況で推移いたしました。

当社が属する外食産業も、感染拡大防止に向けた政府・自治体からの休業及び営業時間短縮要請をはじめ、外出自粛や大人数での飲食を控える動きの広がりなどにより消費活動は大きく減退し、過去に例をみないほど業界全体が深刻な影響を受けました。

当社におきましても、第1四半期累計期間は、感染拡大状況及び緊急事態宣言の発出を鑑み、2020年4月から5月の約2カ月間、一部を除いた店舗で臨時休業及び臨時休館を実施したことにより売上高が著しく減少し、第2四半期以降も断続して訪れる感染拡大の波の影響を受け、各店舗の立地に属する自治体からの要請により営業時間の短縮を行うなど、非常に厳しい状況が続きました。

このような状況のなか、当社はお客様、従業員の安全・安心を確保することを第一に、従業員の健康チェックやマスクの着用、飛沫感染防止のための透明アクリル板等の設置、ソーシャルディスタンスの確保など、同感染症の予防及び拡大防止対策を徹底したうえで、これまで以上に丁寧な接客を心掛け、ご来店いただいたお客様に至福の時を過ごしていただけるよう営業に努めてまいりました。またコロナ禍で外出を控えるお客様に対しても当社とのつながりをもっていただけるように、オンラインショップの拡充やテイクアウト・デリバリー販売の導入も進めました。

一方で、損失を最小限に留められるよう、売上高の早期回復とともに設備投資の見直しや経費の削減による収益力の向上にも努めました。人件費のコントロールをはじめ、販売促進費や広告宣伝費等の諸経費全般の削減を実行したほか、お客様にご迷惑をおかけしない部分でのシステム活用等による業務効率の改善を進めました。

資金面においても、同感染症の影響が長期化する可能性に備え、手元資金を厚くすることを目的に、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結し、運転資金の機動的かつ安定的な調達手段を確保いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は8,575百万円（前事業年度比35.5%減）となり、営業

損益は1,199百万円の営業損失（前事業年度は261百万円の営業損失）、経常損益は1,157百万円の経常損失（前事業年度は283百万円の経常損失）となりました。当期純損益については、2019年10月の台風第19号により被災した資産に対する保険金収入のうち、既に2020年3月期に計上した金額を除いた保険金収入123百万円と新型コロナウイルス感染症の拡大により実施した臨時休業に伴う雇用調整助成金等175百万円を特別利益に、臨時休業した店舗の固定費（人件費・賃借料・減価償却費等）558百万円と保有する固定資産の資産価値を勘案し、5店舗について減損処理による損失341百万円を特別損失にそれぞれ計上した結果、1,677百万円の当期純損失（前事業年度は495百万円の当期純損失）となりました。

なお、期末配当につきましては、当事業年度の業績及び財政状態を鑑み、誠に遺憾ではございますが、見送らせていただきたく存じます。

## ② 当事業年度の業績全般

|          | 売上高<br>(百万円) | 経常損失(△)<br>(百万円) | 当期純損失(△)<br>(百万円) | 1株当たり<br>当期純損失(△)<br>(円) |
|----------|--------------|------------------|-------------------|--------------------------|
| 2020年3月期 | 13,288       | △283             | △495              | △94.70                   |
| 2021年3月期 | 8,575        | △1,157           | △1,677            | △320.43                  |
| 成長率      | △35.5%       | －                | －                 | －                        |

### 〔事業本部〕

飲食事業部では、2020年4月の政府による緊急事態宣言発出及び各自治体からの外出自粛要請を受け、当社レストランの営業が多くの人々の移動を生み、更なる感染拡大を引き起こす可能性を考慮して、4月初旬から5月末まで全てのレストランで臨時休業いたしました。その後、6月1日より全店の営業を再開いたしましたが、法人、インバウンド、団体のお客様の利用が大幅に減少し、客足の戻りには時間を要しております。

このような状況のなか、お客様が安心して当社店舗で過ごす時間を楽しんでいただけるよう感染予防及び拡大防止対策を徹底して営業活動に注力いたしました。いち早く回復の兆しがみられた個人のお客様に焦点を合わせ、当社店舗をご利用いただいたことのないお客様でもご来店いただけるように新しい価格帯のメニューを導入したほか、9月には当社グループ内店舗にて食巡りをしていただける「UKAI-HOPPING CAMPAIN」と題した企画を打ち出して再来店の機会の創出を図りました。また政府主導のGoToキャンペーン事業や市区町村の経済活性化支援策にも積極的に参画して需要を取り込み、早期の業績回復に努めました。一方で、コロナ禍におけるお客様の消費スタイルの変化を考慮し、ご自宅で過ごす時間が長くなっている状況でも「うかいの味」を楽しんでいただけるようにテイクアウト・デリバリー販売や『とうふ屋うかい オンラインショップ』の開設を実行し、販売チャネル拡充による売上向上を図りました。これらの効果もあって、6月以降は緩やかながら回復基調で推移いたしましたが、2021年1

月の2回目の緊急事態宣言に伴って営業時間短縮を実施し、第4四半期は回復に足踏みがみられました。

物販事業部においても、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、飲食事業部と同様に洋菓子店「アトリエうかい」の一部店舗で休業及び営業時間の短縮を実施したほか、催事出店等も中止を余儀なくされ、第1四半期は厳しい状況となりました。しかしながら第2四半期以降は、『アトリエうかい 阪急うめだ本店』やE C・外販等、多くの販売チャネルで前年同期を上回り、好調に推移しております。特にE C販売は外出自粛により店舗でのご購入が難しい方々の需要を受けて伸長しており、これらの寄与もあって物販事業部における減収幅は当社の他の事業部と比べ小さくなっております。

この結果、事業本部の売上高は7,922百万円（前事業年度比35.2%減）となりました。

#### 〔文化事業部〕

文化事業部では、2020年4月の政府による緊急事態宣言の発出及び各自治体からの外出自粛要請を受け、2020年4月4日から5月31日まで『箱根ガラスの森』の臨時休館を実施し、大きな打撃を受けました。緊急事態宣言解除後は営業を再開したものの、当施設は観光地に立地しており、外国人旅行者や団体旅行者が激減する等、経営環境が劇的に変化し、営業活動に大きな影響を受けております。

このような状況のなか、ご来館された方が安心して当施設をご利用いただけるよう、入館時の非接触型検温器による体温測定やソーシャルディスタンスの確保、館内におけるアルコール消毒液の設置等、感染予防及び拡大防止対策の徹底を図ったうえで、ご来館いただける取り組みを継続的に行いました。また10月から始まった「GoToトラベルキャンペーン」地域共通クーポンの取扱事業者申請を行い、GoToトラベルを利用して箱根に訪れる方に対して積極的な営業を進め、来館機会の創出にも取り組みました。

これらの営業活動が実を結び、6月の営業再開後は緩やかながら回復傾向で推移いたしましたが、2021年1月に発出された2回目の緊急事態宣言により回復にブレーキがかかり、文化事業部の売上高は652百万円（前事業年度比38.3%減）となりました。

## (事業部別販売実績)

(単位：千円)

| 区 分           |                 |               |                         | 金額        | 前期比   | 構成比   |
|---------------|-----------------|---------------|-------------------------|-----------|-------|-------|
| 事業本部          | 飲食事業部           | 和食部           | う か い 鳥 山               | 596,059   | 67.3% | 7.0%  |
|               |                 |               | う か い 竹 亭               | 275,604   | 60.4  | 3.2   |
|               |                 |               | とうふ屋うかい 大和田店            | 263,013   | 55.7  | 3.1   |
|               |                 |               | とうふ屋うかい 鷺沼店             | 307,780   | 59.3  | 3.6   |
|               |                 |               | 東京 芝 とうふ屋うかい            | 904,389   | 40.4  | 10.5  |
|               |                 |               | 銀座 k a p p o u u k a i  | 133,634   | 47.9  | 1.6   |
|               |                 |               | 六本木 k a p p o u u k a i | 182,566   | 65.7  | 2.1   |
|               |                 |               | 計                       | 2,663,047 | 51.9  | 31.1  |
|               |                 | 洋食部           | 八 王 子 う か い 亭           | 581,625   | 73.6  | 6.8   |
|               |                 |               | 横 浜 う か い 亭             | 810,228   | 73.2  | 9.4   |
|               |                 |               | 銀 座 う か い 亭             | 802,203   | 64.9  | 9.4   |
|               |                 |               | あ ざ み 野 う か い 亭         | 534,843   | 72.8  | 6.2   |
|               |                 |               | 表 参 道 う か い 亭           | 542,768   | 57.7  | 6.3   |
|               |                 |               | グリルうかい 丸の内店             | 206,517   | 62.9  | 2.4   |
|               | ル・プーレ ブラッスリーうかい |               | 86,280                  | 56.6      | 1.0   |       |
| 六 本 木 う か い 亭 | 229,203         |               | 63.9                    | 2.7       |       |       |
| 計             | 3,793,669       | 67.2          | 44.2                    |           |       |       |
| 物販事業部         |                 |               | 1,387,274               | 100.6     | 16.2  |       |
| その他           |                 |               | 78,239                  | 106.6     | 0.9   |       |
| 小 計           |                 |               | 7,922,230               | 64.8      | 92.4  |       |
| 文化事業部         |                 | 箱 根 ガ ラ ス の 森 | 652,843                 | 61.7      | 7.6   |       |
|               |                 | 小 計           | 652,843                 | 61.7      | 7.6   |       |
| 合 計           |                 |               |                         | 8,575,073 | 64.5  | 100.0 |

## ③ 設備投資の状況

当社は、事業本部・文化事業部のブランド価値の更なる向上と競争力強化を図るため、計画的に設備投資を実施し、各店の設備の改善・充実をしております。

当事業年度の設備投資額は、総額181百万円でありました。その主要なものは、既存店に対する老朽設備の更新等であります。

重要な設備の売却はありません。

#### ④ 資金調達の状況

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する可能性に備え、経営の安定化を図るべく、手元資金を厚くすることを目的として、2020年4月及び6月に取引金融機関4行と総額7,300百万円の機動的な資金調達が可能となるコミットメントライン契約を締結いたしました。なお当該契約において、当事業年度末までに1,450百万円の借入を実行しております。

### (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                                | 第36期<br>(2018年3月期) | 第37期<br>(2019年3月期) | 第38期<br>(2020年3月期) | 第39期<br>(2021年3月期) |
|------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売上高 (千円)                           | 13,238,200         | 13,912,015         | 13,288,939         | 8,575,073          |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△) (千円)            | 343,696            | 196,835            | △283,424           | △1,157,989         |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△) (千円)          | 218,619            | 96,529             | △495,722           | △1,677,351         |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円) | 42.05              | 18.44              | △94.70             | △320.43            |
| 総 資 産 (千円)                         | 11,263,885         | 11,036,839         | 10,905,764         | 10,240,387         |
| 純 資 産 (千円)                         | 5,118,791          | 5,125,949          | 4,527,477          | 2,862,564          |
| 1株当たり純資産額 (円)                      | 973.39             | 974.76             | 860.44             | 542.39             |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 経営方針

当社は企業理念として、基本理念「利は人の喜びの陰にあり」、経営精神「当社にかかわるすべての人々を大切にし、そしてそのすべての人々により大切にされる企業でありたい」、店舗理念「100年続く店づくり」を掲げております。ステークホルダーの皆様を大切にし、大切にされる企業になることこそ100年続く企業への道筋であると考え、全従業員がこの理念を共通の指針として行動し、当社の事業活動を通して多くの方に喜び、感動、豊かさ、絆、和みなどをご提供して社会に貢献できることを第一義に、魅力ある企業をつくりあげてまいります。

##### ② 経営環境

2020年以降、わが国では新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により社会・経済活動が制限され、過去に例をみない厳しい経営環境が続いております。当社においても、断続的に訪れる感染拡大の波の影響を受け、感染リスクが高い業種として政府・自治体から営業時間短縮要請等の要請を受ける事態が度々発生しており、非常に厳しい環境にあります。この状況はワクチンの普及効果により好転が期待されますが、同感染症の拡大が収束するまでは不透明な環境は続くものと思われます。

##### ③ 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響に対ししっかりとした営業体制を構築し、同感染症の影響による変化に柔軟に対応することが早期の業績回復への道だと考えており、全社一丸となって以下の課題に取り組み、この難局を乗り越えてまいります。

###### <新型コロナウイルス感染症への対応について>

当社はお客様、株主様、お取引先様、従業員の安全・安心の確保を最優先に、引き続き政府・自治体の方針に沿った形での店舗運営の他、感染拡大防止対策の徹底を図り、ご来店いただいた皆さまに安心して店舗をご利用いただける環境をつくってまいります。そのうえで、迅速な対応力を強化して時流に即したキャンペーン企画の実施や新たなメニューの開発、導入を推進し、食や文化を通じて多くの方に喜びを提供してまいります。また、コロナ禍で外出を控えるお客様に対しても当社とのつながりをもっていただきたいと考え、「アトリエうかい オンラインショップ」の拡充をはじめ、昨年度より導入したテイクアウト・デリバリー販売や「とうふ屋うかい」のオンライン販売におけるメニューの充実や販売形態の拡充を図るほか、ご自宅等で店の味わいを楽しんでいただけるような新しいサービス手法の開発にも注力してまいります。

###### <財務体質の改善>

機動的な経営を実現するために、財務的基盤を安定させることが重要であると考え、キャッシュ・フロー改善を推進いたします。不要不急の投資案件の見送りや経費の適正な見直し等を基本に収益力の向上に努め、財務体質の改善に取り組んでまいります。

具体的には、ＩＴを活用しながらのオペレーションの見直しや各店舗の立地による繁閑状況に応じた人員の効率的配置等、引き続き業務効率の改善を図ってまいります。また、効果的かつ有効的な販売促進により、広告宣伝費や販売促進費の抑制を図るほか、経費構造も今一度見直し、販売費及び一般管理費の適正化を進めてまいります。

#### <安定的かつ機動的な資金調達体制の構築>

新型コロナウイルス感染症の影響が持続する可能性に備え、安定した資金調達の確保を目的に、2021年4月に取引金融機関3行と機動的な資金調達が可能となるコミットメントライン契約の締結及び契約の更新をいたしました。また5月以降に別の取引金融機関1行とも同様の目的でコミットメントライン契約を締結する予定です。今後も各金融機関と緊密な連携を図り、環境の変化に柔軟に対応できる関係性を構築して資金調達の安定化を図ってまいります。

#### <アフターコロナ時代を見据えた経営体制の構築>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は人々の生活に大きな変化をもたらしており、アフターコロナ時代には従来の社会構造が大きく変革するとも考えられております。それに伴い、食に対するニーズも一段と多様化が進むことが想定され、当社が更なる持続的な成長を図るためにはアフターコロナを見据えた取り組みが必須となります。そのためにも、喫緊の重要課題として新たな経営体制を構築してまいります。最新のニーズを的確に察知し、迅速な意思決定を行える体制を整えて環境変化に応じた事業展開を行うことで経営方針の具現化に努めるとともに、ステークホルダーの皆様へ信頼していただける企業であり続けられるよう、コーポレートガバナンス、コンプライアンスの充実・強化、各種規制対応にも傾注してまいります。

#### ④ 配当について

配当につきましては、当事業年度の業績及び財政状態を鑑み、誠に遺憾ではありますが、期末配当を無配とさせていただきますと、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、一日も早く復配できる体制を整え、株主の皆様のご期待に応えられるよう努力する所存であります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

**(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）**

- ① 事業本部  
飲食店の経営、物販商品の開発・製造及び販売
- ② 文化事業部  
文化事業（美術館）の運営

**(6) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）**

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 本社              | 東京都八王子市     |
| うかい鳥山           | 東京都八王子市     |
| うかい竹亭           | 東京都八王子市     |
| とうふ屋うかい 大和田店    | 東京都八王子市     |
| とうふ屋うかい 鷺沼店     | 神奈川県川崎市宮前区  |
| 東京 芝 とうふ屋うかい    | 東京都港区芝公園    |
| 銀座 kappou ukai  | 東京都中央区銀座    |
| 六本木 kappou ukai | 東京都港区六本木    |
| 八王子うかい亭         | 東京都八王子市     |
| 横浜うかい亭          | 神奈川県大和市     |
| 銀座うかい亭          | 東京都中央区銀座    |
| あざみ野うかい亭        | 神奈川県横浜市青葉区  |
| 表参道うかい亭         | 東京都渋谷区神宮前   |
| グリルうかい 丸の内店     | 東京都千代田区丸の内  |
| ル・プーレ ブラッスリーうかい | 東京都千代田区大手町  |
| 六本木うかい亭         | 東京都港区六本木    |
| アトリエうかい たまプラーザ  | 神奈川県横浜市青葉区  |
| アトリエうかい エキュート品川 | 東京都港区高輪     |
| アトリエうかい トリエ京王調布 | 東京都調布市      |
| アトリエうかい 阪急うめだ本店 | 大阪府大阪市北区    |
| アトリエうかい 八王子工房   | 東京都八王子市     |
| 箱根ガラスの森         | 神奈川県足柄下郡箱根町 |

## (7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

当社の使用人の状況

| 事業区分    | 使用人数        |
|---------|-------------|
| 事業本部    | 618 (166) 名 |
| 文化事業部   | 61 ( 12) 名  |
| 全社 (共通) | 33 ( 3) 名   |
| 合計      | 712 (181) 名 |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

| 使用人数        | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|-------|--------|
| 712 (181) 名 | 37.1歳 | 8.1年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

| 借入先         | 借入額 (千円) |
|-------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行  | 731,650  |
| 株式会社みずほ銀行   | 659,950  |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 536,200  |
| 株式会社横浜銀行    | 449,600  |
| 株式会社群馬銀行    | 149,000  |

(注) 当社は、主要取引金融機関4行と総額7,300,000千円のコミットメントライン契約を締結しており、借入先からの借入額には当該契約に基づく借入実行残高1,450,000千円が含まれております。

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、日本政府による緊急事態宣言、各自治体からの外出自粛要請等により、当社は2020年4月から5月の約2カ月間臨時休業及び臨時休館し、その後も感染拡大の状況に応じた営業時間の短縮等を実施しました。この結果、当社の来客数は減少し、売上高が著しく減少しております。また、営業損失1,199百万円、経常損失1,157百万円、当期純損失1,677百万円、営業キャッシュ・フロー909百万円のマイナスを計上しております。今後は来客数等が徐々に回復していくものと想定しておりますが、感染拡大状況によっては社会・経済活動に制限が生じ、回復が遅れることも考えられることから、資金繰りに懸念が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況を解消するために、当社は財務基盤を安定させることが重要であると考え、キャッシュ・フロー改善を推進し、設備投資や経費の更なる見直し等を基本に収益力の向上に努め、財務体質の改善に取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する可能性に備え、経営の安定化を図るべく、手元資金を厚くすることを目的として、2021年4月に取引金融機関3行と機動的な資金調達が可能となるコミットメントライン契約で総額3,400百万円を締結及び延長いたしました。また5月以降に別の取引金融機関1行とも同様の目的でコミットメントライン契約500百万円を締結する予定となっております。

これらの対応策により、当社は継続企業の前提に重要な不確実性は認められないものと判断しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 18,240,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 5,235,940株  |
| ③ 株主数        | 3,880名      |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

| 株 主 名                         | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|-------------------------------|---------|---------|
| 一 般 社 団 法 人 鷓 飼 家 持 株 会       | 1,182   | 22.58   |
| 京 王 電 鉄 株 式 会 社               | 590     | 11.27   |
| キ ッ コ ー マ ン 株 式 会 社           | 498     | 9.52    |
| 株 式 会 社 青 山 財 産 ネ ッ ト ワ ー ク ス | 200     | 3.82    |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行         | 100     | 1.91    |
| 株 式 会 社 群 馬 銀 行               | 72      | 1.37    |
| 多 摩 信 用 金 庫                   | 70      | 1.35    |
| 三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社   | 51      | 0.98    |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社           | 41      | 0.78    |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社     | 40      | 0.76    |

- (注) 1. 千株未満は、切り捨てて表示しております。  
2. 当社は、自己株式1,281株を保有しております。  
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2021年3月31日現在)

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日           | 2007年6月28日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新 株 予 約 権 の 数       | 125個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 目 的 と な る 株 式 の 数   | 12,500株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類    | 普通株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の行使時の払込金額      | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 権 利 行 使 期 間         | 2007年7月23日から<br>2037年7月19日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 行 使 の 条 件           | <p>①新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>ただしこの場合、新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より10日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、一親等の直系尊属に限る。）は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> |
| 役 員（取 締 役）の 保 有 状 況 | 3名（125個）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                  |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長     | 鵜 飼 正 紀   |                                                                                               |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 大 工 原 正 伸 |                                                                                               |
| 代 表 取 締 役 専 務 | 紺 野 俊 也   | 事業本部長 兼 経営企画室担当                                                                               |
| 常 務 取 締 役     | 峰 尾 亨     | 管理本部長 兼 文化事業部担当                                                                               |
| 取 締 役         | 岩 田 正 崔   | 文化事業部長 兼 箱根ガラスの森館長                                                                            |
| 取 締 役         | 松 崎 城 康   | 企画推進部長                                                                                        |
| 取 締 役         | 渡 辺 登 美 男 | 物販事業部長 兼 品質管理室長                                                                               |
| 取 締 役         | 笹 野 雄 一 郎 | 飲食事業部長                                                                                        |
| 取 締 役         | 斎 藤 寿 美 子 | 経営企画室長                                                                                        |
| 取 締 役         | 吉 田 光 男   |                                                                                               |
| 取 締 役         | 渡 邊 啓 司   | 株式会社朝日工業社 社外取締役<br>株式会社青山財産ネットワークス 社外取締役<br>SBIインシュアランスグループ株式会社 社外取締役<br>北越コーポレーション株式会社 社外監査役 |
| 常 勤 監 査 役     | 佐 藤 喜 彦   |                                                                                               |
| 監 査 役         | 久 保 田 勇 一 |                                                                                               |
| 監 査 役         | 西 牧 良 悦   | 株式会社昭和システムエンジニアリング 社外監査役                                                                      |

- (注) 1. 2020年6月29日開催の第38回定時株主総会において、松崎城康氏、渡辺登美男氏、笹野雄一郎氏及び斎藤寿美子氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役吉田光男氏及び渡邊啓司氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役佐藤喜彦氏及び監査役西牧良悦氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役佐藤喜彦氏は、他社で長年にわたり財務部門に従事あるいは管掌した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役西牧良悦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### ② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 退任時の会社における地位 | 氏 名     | 退任時の担当及び重要な兼職の状況 | 退 任 日      |
|--------------|---------|------------------|------------|
| 監 査 役        | 笠 原 静 夫 | 弁護士              | 2020年6月29日 |

- (注) 監査役笠原静夫氏は、任期満了による退任であります。

③ 独立役員に関する事項

当社は、取締役吉田光男氏、渡邊啓司氏及び常勤監査役佐藤喜彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員が職務の遂行にあたり、全ての取締役、および監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。

保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされております。ただし故意または重過失に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

なお当該保険契約が更新された場合、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）に該当します。

⑥ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、当社の業績と企業価値の中長期的な向上を実現し、株主の負託に応えるべく、当社の業績、経営環境等を考慮のうえ、担当職務、貢献度、各役員の役位等を総合的に勘案し、適切な水準で決定することを基本方針として、2021年2月9日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

社内取締役の基本報酬等は、役位、職務、貢献度、在任年数等に応じた月例の固定報酬と当社の業績、各取締役の担当職務の内容等を考慮した事業年度末の賞与で構成し、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。社外取締役の報酬等は、経営への監督機能を有効に機能させるため、月例の固定報酬のみとしております。また、取締役の報酬等の内容の決定方法は、取締役会において報酬限度額内の範囲内で総額を決議し、個人配分は代表取締役の大工原正伸が担当職務、貢献度、各役員の役位等を総合的に勘案し、決定しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成し、各監査役の報酬額は、監査役会において報酬限度額内の範囲内で個人配分を決議

しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年2月22日開催の臨時株主総会において年額3億80百万円以内（ただし使用人給与は含まない。当該定めに係る取締役の員数10名）と決議されております。

監査役の金銭報酬の額は、1991年10月5日開催の第9回定時株主総会において年額25百万円以内（当該定めに係る監査役の員数2名）と決議しております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会において役員報酬の総額を決議し、また代表取締役個人別の報酬等の内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長である大工原正伸が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は各取締役の基本報酬の額および賞与の評価配分としております。これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう役員報酬の総額の決議、報酬支給額の確認及び助言を行い、代表取締役はそれらを受け、取締役の個人別の報酬額を決定をおこなっていることから、取締役会はその内容が決定方針にそったものであると判断しております。なお役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方針については、今後も決定手続き等に関して透明性のある当社にあった役員報酬制度となるよう、引き続き検討していく所存です。

二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の<br>総額<br>(千円)  | 報酬等の種類別の総額(千円)      |        |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|---------------------|---------------------|--------|-------|-----------------------|
|                  |                     | 固定報酬                | 業績連動報酬 | 非金銭報酬 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 183,103<br>(8,775)  | 183,103<br>(8,775)  | —      | —     | 11<br>(2)             |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 13,705<br>(9,330)   | 13,705<br>(9,330)   | —      | —     | 4<br>(3)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 196,808<br>(18,105) | 196,808<br>(18,105) | —      | —     | 15<br>(5)             |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年2月22日開催の臨時株主総会において年額3億80百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。取締役会において報酬限度額内の範囲内で総額を決議し、個人配分は代表取締役の大工原正伸が担当職務、貢献度、各役員の役位等を総合的に勘案し、決定しております。
2. 上記の監査役の支給人員には、2020年6月29日開催の第38回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

3. 当事業年度末現在の人数は、取締役11名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。

ホ. 業績連動報酬に関する事項

当社は、業績連動報酬の支給をしておりません。

ヘ. 非金銭報酬の内容

当社は、非金銭報酬の支給をしておりません。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役渡邊啓司氏は、株式会社朝日工業社の社外取締役、株式会社青山財産ネットワークスの社外取締役、SBIインシュアランスグループ株式会社の社外取締役及び北越コーポレーション株式会社の社外監査役を兼職しております。当社とこれら兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役西牧良悦氏は、株式会社昭和システムエンジニアリングの社外監査役を兼職しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

## 八、当事業年度における主な活動状況

| 区 分       | 氏 名     | 当社での主な活動状況                                                                                                                                                                                               |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 吉 田 光 男 | 当事業年度において開催された取締役会7回中6回に出席いたしました。長年にわたり経営の第一線に携わっており、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、出席した取締役会において、付議案件の審議や当社企業価値の向上に資する発言を適宜行っています。                                                                              |
| 社 外 取 締 役 | 渡 邊 啓 司 | 当事業年度において開催された取締役会7回中6回に出席いたしました。会計専門家としての経験と専門知識を有しており、会計専門家としての客観的立場から、出席した取締役会において、付議案件の審議のほか、経営全般に関する発言を適宜行っています。                                                                                    |
| 社 外 監 査 役 | 佐 藤 喜 彦 | 当事業年度において開催された取締役会7回中7回に出席し、監査役会7回中7回に出席いたしました。他社で長年にわたり財務部門に従事あるいは管掌した経験から経営管理の専門的な知見を有しており、職歴、経験、知識等を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 社 外 監 査 役 | 西 牧 良 悦 | 当事業年度において開催された取締役会7回中7回に出席し、監査役会7回中7回に出席いたしました。税理士として専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                                                |

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 PwCあらた有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

|                                | 支 払 額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円 |

- (注) 1. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、現在11名（社外取締役2名を含む）で構成されており、取締役会規程に定められた事項の決議及び報告を行い、迅速かつ的確な経営判断を行うため、定時及び臨時を含め原則として3ヶ月に1回開催する。
- ・取締役会は、予算管理規程に基づき、経営方針を踏まえた経営計画を定め達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく本社及び事業所等の年度計画を策定し、業績管理を実施する。また、中期事業計画を策定し、これに基づく事業分野ごとの業績目標、予算を設定する。さらに、その達成に向けて各担当取締役に職務を遂行させ、その結果を管理、評価する。
- ・常務会は、常務会規程に基づき毎月開催し、取締役会の招集及び提出議案に関する事項を付議する。
- ・営業戦略会議は、これを原則3ヶ月に1回開催し、経営幹部が経営課題を討論することにより問題意識及び経営判断情報を共有する組織体とする。
- ・組織、職制、指揮命令系統、業務分掌規程に従った会社組織を制定し、職務権限規程に基づく職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図る。
- ・内部監査室は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。当該文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
- ・文書管理規程、機密管理規程及び個人情報保護規定を定め、情報の保存及び管理に関する基本的事項を明確にし、適切かつ厳重にする。
- ・基幹システムをはじめとするIT（情報技術）環境の適切な整備、業務プロセスのIT化を通じて、ITの適切な管理、統制を実現することにより、経営に必要な情報を保存及び管理する体制を構築する。
- ・情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確にし、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスク管理規程等のリスクに関連する諸規程を定め、危機管理に関する基本的事項を明確にする。
- ・ 経営戦略上のリスクについては、必要に応じ取締役会で審議し、リスクの最小化を図る。
- ・ 業務運営上のリスクについては、リスク管理委員会を設置し、専門部会として経営リスク分科会、労務・安全衛生分科会、コンプライアンス分科会、防災リスク分科会、環境リスク分科会、品質管理分科会、情報システム分科会、雇用・人事リスク分科会の8つの分科会を設置する。各分科会で審議し経営企画室が統括することにより、リスクの予防及び抑制を図り、リスクが発生した場合の危機管理を行う体制とする。
- ・ 各事業所においては、担当事業に関するリスクの把握に努め、発生したリスクの低減、再発防止に取り組み、必要に応じて取締役会での審議及び検討を行う。
- ・ 内部監査室は、リスク管理体制およびリスク管理の実施状況について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため経営理念、企業倫理規程を定め、会社全体として適用される行動規範を定める。
- ・ リスク管理規程、コンプライアンスマニュアルを定め、法令及び定款への遵守に関する基本的事項を明確にする。
- ・ 法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、コンプライアンス分科会を設置し、担当役員は取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るための必要な諸活動を推進し、管理する。
- ・ 内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 監査機能の充実のために、監査役会からの要請に応じて、監査役の業務補助のためスタッフを置くこととする。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行うものとし、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。
  - ・ 当該使用人の人事異動及び人事評価においては、監査役会の同意を得ることとして、独立性の確保を図ることとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は、法定事項の他、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項、内部監査室の活動概要、内部統制に関する活動概要の状況を監査役に報告する。
  - ・ 監査役と代表取締役、取締役との連絡会を定期的に開催し、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。また、代表取締役等は、コンプライアンス上問題のある事項、法令及び定款に違反するおそれのある事項及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等が発生した場合は、これらを直ちに監査役及び監査役会に報告する。
  - ・ 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項
- ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を受けた時は、監査役の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、内部監査室及び会計監査人との十分な連携を図る。監査役及び監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は重要な意思決定過程及び業務の執行状況を把握するための営業戦略会議等の重要会議に出席する。
  - ・ 監査役は、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスク評価及び監査重点項目等について、情報や意見を交換するなどして緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する基本方針書」を定め、財務報告の信頼性を確保する。
  - ・ 仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正措置を行い、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・ 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固とした姿勢で臨むことを「企業倫理規程」に定め、関係排除に取り組む。
  - ・ 反社会的勢力に対しては、業界、地域社会と協力し、また、警察、顧問弁護士等の関係機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

### **(業務の適正を確保するための体制の運用状況)**

当社では、「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社の取締役会は、当事業年度において7回開催され取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席しました。その他監査役会は7回、営業戦略会議はコロナ禍であり、出席メンバーは例年と異なりますが、業態別グループ毎に3ヶ月に1度、合計4回、衛生委員会は7回、監査役連絡会は開催されず、常勤監査役による各部門へのヒアリングが実施されました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、監査役会を7回開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席し取締役及び使用人と対話を行い、また、内部監査室、会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、日常的な対話により取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、管理部、経営企画室、内部監査室、危機管理室、人事企画課、品質管理室責任者と個別に会議を行い、会社内の課題について意見交換を行いました。

内部監査室は、期初に策定した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について全社を対象とする内部監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しました。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」も実施しました。

当社の内部通報制度である「ホットライン」については、人事企画課から全従業員に対し継続して周知しています。

### **(6) 会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                  |                   |
|------------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                      | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,686,242</b>  | <b>流 動 負 債</b>           | <b>5,804,736</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 413,575           | 買 掛 金                    | 252,133           |
| 売 掛 金                  | 563,039           | 短 期 借 入 金                | 4,066,000         |
| 商 品 及 び 製 品            | 231,797           | 1年内返済予定の長期借入金            | 171,800           |
| 仕 掛 品                  | 23,390            | リ ー ス 債 務                | 31,766            |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 277,433           | 未 払 金                    | 185,909           |
| 前 払 費 用                | 103,085           | 未 払 費 用                  | 270,143           |
| そ の 他                  | 74,006            | 未 払 法 人 税 等              | 16,385            |
| 貸 倒 引 当 金              | △85               | 未 払 消 費 税 等              | 77,878            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>8,554,144</b>  | 前 受 金                    | 109,343           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>6,800,807</b>  | 預 り 金                    | 48,008            |
| 建 物                    | 2,804,547         | 賞 与 引 当 金                | 119,971           |
| 構 築 物                  | 212,649           | 短 期 預 り 保 証 金            | 455,318           |
| 車 両 運 搬 具              | 2,862             | そ の 他                    | 75                |
| 器 具 及 び 備 品            | 283,025           | <b>固 定 負 債</b>           | <b>1,573,086</b>  |
| 土 地                    | 2,339,308         | 長 期 借 入 金                | 288,600           |
| リ ー ス 資 産              | 51,632            | リ ー ス 債 務                | 57,370            |
| 建 設 仮 勘 定              | 5,500             | 退 職 給 付 引 当 金            | 1,036,192         |
| 美 術 骨 董 品              | 1,101,281         | 資 産 除 去 債 務              | 190,924           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>70,491</b>     | <b>負 債 合 計</b>           | <b>7,377,823</b>  |
| 借 地 権                  | 9,121             | <b>純 資 産 の 部</b>         |                   |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 19,657            | <b>株 主 資 本</b>           | <b>2,814,464</b>  |
| 電 話 加 入 権              | 3,123             | 資 本 金                    | 1,296,683         |
| リ ー ス 資 産              | 38,589            | 資 本 剰 余 金                | 2,135,783         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,682,845</b>  | 資 本 準 備 金                | 1,842,088         |
| 投 資 有 価 証              | 94,750            | そ の 他 資 本 剰 余 金          | 293,695           |
| 出 資                    | 280               | <b>利 益 剰 余 金</b>         | <b>△615,190</b>   |
| 長 期 前 払 費 用            | 9,253             | 利 益 準 備 金                | 64,400            |
| 繰 延 税 金 資 産            | 500,783           | そ の 他 利 益 剰 余 金          | △679,590          |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 1,074,017         | 別 途 積 立 金                | 900,000           |
| そ の 他                  | 3,761             | 繰 越 利 益 剰 余 金            | △1,579,590        |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>10,240,387</b> | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△2,812</b>     |
|                        |                   | 評 価 ・ 換 算 差 額 等          | 24,755            |
|                        |                   | その他有価証券評価差額金             | 24,755            |
|                        |                   | <b>新 株 予 約 権</b>         | <b>23,345</b>     |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>2,862,564</b>  |
|                        |                   | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>10,240,387</b> |

# 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額      |           |
|-----------------------|----------|-----------|
| 売 上 高                 |          | 8,575,073 |
| 売 上 原 価               |          | 4,436,323 |
| 売 上 総 利 益             |          | 4,138,750 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |          | 5,338,460 |
| 営 業 損 失               |          | 1,199,709 |
| 営 業 外 収 益             |          |           |
| 受 取 利 息               | 5,051    |           |
| 助 成 金 収 入             | 63,777   |           |
| そ の 他                 | 40,238   | 109,067   |
| 営 業 外 費 用             |          |           |
| 支 払 利 息               | 37,494   |           |
| そ の 他                 | 29,852   | 67,347    |
| 経 常 損 失               |          | 1,157,989 |
| 特 別 利 益               |          |           |
| 保 険 金 収 入             | 123,996  |           |
| 助 成 金 収 入             | 175,979  | 299,976   |
| 特 別 損 失               |          |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 11,077   |           |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 0        |           |
| 減 損 損 失               | 341,622  |           |
| 臨 時 休 業 に よ る 損 失     | 558,763  | 911,463   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |          | 1,769,476 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 16,231   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △108,356 | △92,125   |
| 当 期 純 損 失             |          | 1,677,351 |

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |           |                |              |           |          |                  |
|--------------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|-----------|----------|------------------|
|                          | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |          |                  |
|                          |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |                  |
|                          |           |           |                |              |           | 別途積立金    | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |
| 2020年4月1日<br>残 高         | 1,296,683 | 1,842,088 | 293,695        | 2,135,783    | 64,400    | 900,000  | 97,761           |
| 当 期 変 動 額                |           |           |                |              |           |          |                  |
| 当期純損失 (△)                |           |           |                |              |           |          | △1,677,351       |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) |           |           |                |              |           |          |                  |
| 当 期 変 動 額 合 計            | —         | —         | —              | —            | —         | —        | △1,677,351       |
| 2021年3月31日<br>残 高        | 1,296,683 | 1,842,088 | 293,695        | 2,135,783    | 64,400    | 900,000  | △1,579,590       |

|                          | 株 主 資 本      |         |                | 評価・換算差額等                      |                | 新株予約権  | 純資産合計      |
|--------------------------|--------------|---------|----------------|-------------------------------|----------------|--------|------------|
|                          | 利益剰余金        | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |            |
|                          | 利益剰余金<br>合 計 |         |                |                               |                |        |            |
| 2020年4月1日<br>残 高         | 1,062,161    | △2,812  | 4,491,815      | 12,317                        | 12,317         | 23,345 | 4,527,477  |
| 当 期 変 動 額                |              |         |                |                               |                |        |            |
| 当期純損失 (△)                | △1,677,351   |         | △1,677,351     |                               |                |        | △1,677,351 |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) |              |         |                | 12,438                        | 12,438         |        | 12,438     |
| 当 期 変 動 額 合 計            | △1,677,351   | －       | △1,677,351     | 12,438                        | 12,438         | －      | △1,664,913 |
| 2021年3月31日<br>残 高        | △615,190     | △2,812  | 2,814,464      | 24,755                        | 24,755         | 23,345 | 2,862,564  |

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

・ 事業本部

先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・ 文化事業

移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕掛品

先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料

先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

・ 本社及び事業本部

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

・ 文化事業

定額法

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

イ. 借地権

存続期間を償却年数とする定額法

ロ. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (4) 長期前払費用

定額法

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時に費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる事項

##### 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

### 【表示方法の変更】

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に【会計上の見積りに関する注記】を記載しております。

### 【会計上の見積りに関する注記】

#### 1. 固定資産の減損

##### (1) 当事業年度に計上した金額

|        |             |
|--------|-------------|
| 有形固定資産 | 6,800,807千円 |
| 無形固定資産 | 70,491千円    |
| 減損損失   | 341,622千円   |

## (2)その他見積りの内容に関する情報

### ①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に各店舗を基本単位とし、資産のグルーピングを行い減損の兆候の判定を行っております。減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は使用価値により測定しております。

将来キャッシュ・フローは、過去の実績と外部環境を反映して作成され、常務会で承認された3年間の事業計画を基礎とし、4年目以降は3年目と概ね同水準としております。

使用価値は将来キャッシュ・フローを7.4%で割引いて算定しており、使用した割引率は、資産グループの加重平均資本コストを参考に決定しております。

### ②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

店舗ごとの規模や立地環境での過年度における実績を踏まえた事業計画を基礎としております。事業計画の考え方については以下のとおりとなります。

翌事業年度の飲食店舗の売上高については、時間短縮の営業等の状況が継続されると想定されるものの、テイクアウト、お土産品、EC販売等の促進及び予約受注の工夫により補うことで、個人のお客様については、翌事業年度の後半には過年度の実績と同水準まで回復していくことを見込んでおります。また、新型コロナウイルス感染症のワクチンの普及効果により段階的に移動制限等が緩和されていくものの、インバウンド、団体、法人需要の回復には、一年程度の時間を要するものと見込んでおります。物販事業の売上高については、店舗によって時間短縮の営業や店舗休業等の影響はあるものの、EC販売の増加により影響は僅少であるため安定的に推移するものと見込んでおります。文化事業の売上高については、25周年記念スペシャルチケットの販売を機に客単価の上昇を見込むものの、団体需要の回復には一年程度の時間を要すると見込んでおります。人件費全般については、オペレーションにおけるシステム活用の推進、各店舗の立地による繁閑状況に応じた人員配置を積極的に行うことで効率を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前よりも削減することを見込んでおります。また、役員報酬の減額も見込んでおります。経費全般については、当事業年度の経費削減状況を継続し、効果的且つ有効的な販売促進等により徹底した経費の圧縮することを見込んだ仮定としております。

2022年4月以降は新型コロナウイルス感染症が収束していくものと仮定し、売上高は過年度の実績と同水準とし、人件費及び経費については、縮減を継続していくことを見込んだ仮定としております。

### ③翌事業年度の財務諸表に与える影響

事業計画による将来キャッシュ・フローの見積りに使用した条件及び仮定に変更が生じ、業績に影響がある場合には、固定資産の減損損失が計上される可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当事業年度に計上した金額

繰延税金資産 500,783千円

### (2) その他見積りの内容に関する情報

#### ① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の計上にあたり、将来減算一時差異及び繰越欠損金の一部又は全部が将来課税所得に対して利用できる可能性を考慮しております。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、3年間の事業計画から予測される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮しております。

また、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性については、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)の企業の分類に基づき、該当する分類に応じて回収可能性が見込まれる繰延税金資産を計上しております。

#### ② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、過去の実績と外部環境を反映して作成され、常務会で承認された事業計画を基礎としております。

事業計画に基づき当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定については、前頁の1 固定資産の減損(2)その他見積りの内容に関する情報に記載した仮定と同様になります。

#### ③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の課税所得の見積りに使用した条件や仮定に変更が生じ、減少した場合には、繰延税金資産の取り崩しに伴い法人税等調整額が計上される可能性があります。

## 【貸借対照表に関する注記】

### 1. 担保に供している資産

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 1,489,234千円 |
| 土地 | 2,055,102千円 |
| 計  | 3,544,336千円 |

当該担保資産は、金融機関借入に対する担保提供であります。当事業年度末現在、担保付債務はありません。

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 10,583,676千円

### 3. 当座貸越契約

当社は、安定的かつ効率的な資金調達を行うため、取引金融機関12行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

|            |             |
|------------|-------------|
| 当座貸越極度額の総額 | 2,616,000千円 |
| 借入実行残高     | 2,616,000千円 |
| 差引未実行残高    | －千円         |

### 4. コミットメントライン契約

当社は、資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

|            |             |
|------------|-------------|
| コミットメント極度額 | 7,300,000千円 |
| 借入実行額      | 1,450,000千円 |
| 差引未実行残高    | 5,850,000千円 |

## 【損益計算書に関する注記】

### 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用途  | 種類  | 場所  |
|-----|-----|-----|
| 5店舗 | 建物等 | 東京都 |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に各店舗を基本単位とし、資産のグルーピングを行い減損の兆候の判定を行っております。減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当事業年度の割引前キャッシュ・フロー及び回収可能価額の見積りは、新型コロナウイルス感染症の影響について【会計上の見積りに関する注記】に記載した仮定を加味した予測数値により実施しております。

その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、収益性の低下により投資額の回収が見込めない資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に341,622千円計上しております。その内訳は建物306,934千円、構築物17,896千円、器具及び備品16,791千円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを7.4%で割引いて算定しております。

## 【株主資本等変動計算書に関する注記】

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末の<br>株式数 |
|-----------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式      | 5,235,940株      | 一株             | 一株             | 5,235,940株     |

### 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末の<br>株式数 |
|-----------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式      | 1,281株          | 一株             | 一株             | 1,281株         |

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

無配のため、記載すべき事項はありません。

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

無配のため、記載すべき事項はありません。

### 4. 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

| 新株予約権<br>の内訳   | 新株予約権の<br>目的となる<br>株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|----------------|--------------------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 2007年<br>新株予約権 | 普 通 株 式                  | 12,500株        | 一株             | 一株             | 12,500株       |

## 【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産               | (千円)      |
|----------------------|-----------|
| 賞与引当金                | 36,735    |
| 退職給付引当金              | 317,282   |
| 新株予約権                | 7,148     |
| 借地権                  | 15,732    |
| 税務上の繰越欠損金            | 510,391   |
| 減損損失                 | 180,442   |
| 資産除去債務               | 58,461    |
| その他                  | 38,567    |
| 繰延税金資産小計             | 1,164,758 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額   | △405,996  |
| 将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額 | △226,975  |
| 評価性引当額小計             | △632,971  |
| 繰延税金資産合計             | 531,787   |
| 繰延税金負債               |           |
| その他有価証券評価差額金         | △10,926   |
| 資産除去債務に対応する除去費用      | △20,078   |
| 繰延税金負債合計             | △31,004   |
| 繰延税金資産純額             | 500,783   |

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、新規出店や既存店舗の改装等の設備投資計画及び安定した手元資金を確保するための資金計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は短期的な預金等に限定しております。

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであります。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

預り保証金は、売掛金、賃貸借契約に関わる敷金及び保証金の返還保証に伴う証拠金であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれません。(注2) 参照)

(単位：千円)

|                 | 貸借対照表計上額 (*) | 時 価 (*)     | 差 額    |
|-----------------|--------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金      | 413,575      | 413,575     | —      |
| (2) 売掛金         | 563,039      |             |        |
| 貸倒引当金 (* 1)     | △85          |             |        |
|                 | 562,954      | 562,954     | —      |
| (3) 投資有価証券      |              |             |        |
| 其他有価証券          | 89,750       | 89,750      | —      |
| (4) 敷金及び保証金     | 1,074,017    | 1,070,564   | △3,452 |
| (5) 買掛金         | (252,133)    | (252,133)   | —      |
| (6) 短期借入金       | (4,066,000)  | (4,066,000) | —      |
| (7) 未払金         | (185,909)    | (185,909)   | —      |
| (8) 未払費用        | (270,143)    | (270,143)   | —      |
| (9) 長期借入金 (* 2) | (460,400)    | (458,278)   | △2,121 |
| (10) 預り保証金      | (455,318)    | (455,318)   | —      |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\* 1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(\* 2) 流動負債に含まれている長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払金、(8) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) 預り保証金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 5,000    |

非上場株式については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

**【1 株当たり情報に関する注記】**

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 542円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 320円43銭 |

## 【重要な後発事象に関する注記】

(コミットメントライン契約の締結及び更新)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する可能性に備えて、コミットメントライン契約を締結しておりましたが、2021年4月30日に契約期限が到来したため、引き続き安定した資金調達を確保することを目的に、取引金融機関と以下の内容でコミットメントライン契約を締結及び更新いたしました。

なお、締結しておりましたコミットメントライン契約による2021年3月末の借入残高は、1,450百万円となっております。

|              |                      |             |
|--------------|----------------------|-------------|
| (1)借入先       | 株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行 | 株式会社三菱UFJ銀行 |
| (2)借入極度額     | 3,400,000千円          |             |
| (3)契約区分      | 新規契約                 | 契約更新        |
| (4)契約締結日     | 2021年4月30日           | —           |
| (5)コミットメント期限 | 2022年4月28日           | 2022年4月30日  |
| (6)資金使途      | 運転資金                 |             |
| (7)借入利率      | 基準金利+スプレッド           |             |
| (8)契約形態      | 個別相対方式               |             |
| (9)担保提供      | 当社所有不動産              |             |

また、2021年5月31日に契約期限が到来する株式会社群馬銀行との500百万円のコミットメントライン契約は、同様の目的で、今後同額の契約を再度締結する予定です。

## 【その他の注記事項】

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### 1. 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて、15年から40年と見積り、割引率は0.3%から2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

|            |           |
|------------|-----------|
| 期首残高       | 187,618千円 |
| 時の経過による調整額 | 3,305     |
| 期末残高       | 190,924   |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社うかい  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 戸田 栄 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社うかいの2020年4月1日から2021年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年4月30日に取引金融機関とコミットメントライン契約を締結及び更新した。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社 うかい 監査役会

常 勤 監 査 役 佐 藤 喜 彦 ㊞  
(社外監査役)

監 査 役 久保田 勇 一 ㊞

監 査 役 西 牧 良 悦 ㊞  
(社外監査役)

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- ①今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- ②取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第21条（取締役の任期）に定める取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。
- ③経営環境の変化に迅速に対応するため、現行定款第23条（役付取締役）に改めて会長職を定め、経営体制の更なる強化・充実を図るものであります。
- ④監査役として有用な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第41条（監査役の責任免除）に定める監査役との間の責任限定契約の締結範囲を拡大するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                 | 変 更 案                                   |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| （目的）<br>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。       | （目的）<br>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。       |
| （1） 料理、飲食店の経営                           | （1） 料理、飲食店の経営                           |
| （2） 旅館業                                 | （2） 旅館業                                 |
| （3） 食料品の仕入れおよび販売                        | （3） 食料品の仕入れおよび販売                        |
| （4） 不動産の賃貸および管理                         | （4） 不動産の賃貸および管理                         |
| （5） 絵画および美術工芸品の輸出入販売                    | （5） 絵画および美術工芸品の輸出入販売                    |
| （6） 美術館の経営および美術工芸品の展示場の企画運営             | （6） 美術館の経営および美術工芸品の展示場の企画運営             |
| （7） 宝石、時計、貴金属製品、皮革製品および装身具の輸出入販売        | （7） 宝石、時計、貴金属製品、皮革製品および装身具の輸出入販売        |
| （8） 損害保険の代理店業務                          | （8） 損害保険の代理店業務                          |
| （9） 生命保険の募集に関する業務                       | （9） 生命保険の募集に関する業務                       |
| （10） 酒類の仕入れおよび販売                        | （10） 酒類の仕入れおよび販売                        |
| （11） 食品の製造、加工および販売                      | （11） 食品の製造、加工および販売                      |
| （12） インターネット等を利用した通信販売                  | （12） インターネット等を利用した通信販売                  |
| （新 設）                                   | <u>（13） 労働者派遣事業</u>                     |
| <u>（13）</u> 前記各号に関連する業務のコンサルティングおよび業務受託 | <u>（14）</u> 前記各号に関連する業務のコンサルティングおよび業務受託 |
| <u>（14）</u> 前記各号に付帯する一切の業務              | <u>（15）</u> 前記各号に付帯する一切の業務              |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (記載省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>(削 除)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長を各1名、</u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> |

## 第2号議案 取締役10名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、現任の取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、第1号議案が原案どおり承認可決されますことを条件として、現任の取締役（10名）の再任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | う か い ま さ き<br>鵜 飼 正 紀<br>(1963年3月15日生) | 1985年4月 フランス料理店トントン・コリーヌ入社<br>1986年7月 当社入社<br>1988年4月 当社うかい竹亭支配人<br>1989年11月 当社取締役<br>1990年5月 (株)コレクト代表取締役社長<br>1990年8月 当社取締役うかい竹亭店長<br>1993年10月 当社取締役営業統括<br>1997年11月 (株)河口湖うかい取締役<br>2002年3月 当社取締役社長室長<br>2006年3月 当社取締役副社長<br>2008年1月 うかい商事(株)代表取締役（現任）<br>2009年7月 当社顧問<br>2013年6月 当社取締役会長（現任）                                                                                                                                                                                         | 一株                |
| 2          | こ ん の と し ゃ<br>紺 野 俊 也<br>(1964年6月27日生) | 1988年11月 レストランパンタグリュエル入社<br>1991年3月 当社入社<br>1993年11月 当社横浜うかい亭副料理長<br>1996年9月 当社横浜うかい亭料理長<br>2003年3月 当社洋食事業部総料理長<br>2006年3月 当社執行役員洋食事業部総料理長<br>2006年7月 当社執行役員洋食事業部副部長<br>2008年3月 当社執行役員洋食事業部長<br>2008年6月 当社取締役洋食事業部長<br>2009年12月 当社取締役洋食事業部長兼営業推進室長<br>2011年2月 当社常務取締役営業本部長<br>2012年5月 当社常務取締役営業本部長兼海外戦略室長<br>2012年11月 当社常務取締役営業本部長<br>2014年5月 当社常務取締役営業本部長兼営業戦略室長<br>2014年11月 当社常務取締役営業本部長<br>2016年2月 当社専務取締役営業本部長<br>2017年3月 当社専務取締役事業本部長兼経営企画室担当<br>2020年6月 当社代表取締役専務事業本部長兼経営企画室担当（現任） | 2,800株            |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|-----------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | みねお とおる<br>峰 尾 亨<br>(1956年5月17日生)      | 1976年6月 (株)うかい鳥山(現:当社) 入社<br>1996年5月 当社八王子うかい亭店長<br>2002年6月 当社河口湖オルゴールの森館長<br>2003年9月 当社銀座うかい亭店長<br>2005年6月 当社洋食事業統括部長<br>2005年11月 当社執行役員洋食事業部長<br>2006年2月 当社取締役<br>2006年3月 当社常務取締役<br>2008年3月 当社常務取締役営業推進室長<br>2009年12月 当社常務取締役経営企画室長<br>2010年5月 (株)河口湖うかい取締役<br>2012年11月 当社常務取締役<br>2014年5月 当社常務取締役管理本部長<br>2018年2月 当社常務取締役管理本部長兼文化事業部担当(現任) | 3,680株            |
| 4         | いわた まさたか<br>岩 田 正 崔<br>(1939年7月6日生)    | 1964年4月 (株)大丸本社入社<br>1986年2月 同社梅田店営業推進部長<br>1989年9月 同社本部販売促進部長兼(株)大丸クリエーション取締役<br>1991年9月 同社東京店美術部長兼営業本部美術部部長<br>1996年7月 当社入社、箱根ガラスの森館長<br>1998年6月 当社取締役箱根ガラスの森館長<br>2002年3月 当社取締役文化事業部長兼箱根ガラスの森館長(現任)<br>2007年2月 (株)河口湖うかい代表取締役                                                                                                               | 1,000株            |
| 5         | まつぎき しろうす<br>松 崎 城 康<br>(1970年12月28日生) | 1995年4月 日本水産観光株式会社入社<br>1996年8月 株式会社バーニーズジャパン入社<br>2000年2月 当社入社<br>2004年5月 当社横浜うかい亭店長<br>2005年10月 当社あざみ野うかい亭店長<br>2009年12月 当社洋食副事業部長兼あざみ野うかい亭店長<br>2011年2月 当社執行役員営業推進室長<br>2012年9月 当社執行役員和食事業部長<br>2016年2月 当社執行役員和食事業部長兼営業推進室長<br>2017年3月 当社執行役員企画推進部長兼営業推進室長<br>2019年5月 当社執行役員企画推進部長<br>2020年6月 当社取締役企画推進部長(現任)                               | 2,000株            |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                            | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 6                                                                                                                                                                                     | わたなべ とみお<br>渡 辺 登美男<br>(1964年2月24日生)   | 1990年8月 当社入社<br>2004年11月 当社ウカイリゾート店長<br>2007年2月 当社八王子うかい亭店長<br>2011年2月 当社洋食事業部副事業部長兼八王子うかい亭店長<br>2011年10月 当社営業本部洋食事業部長<br>2012年9月 当社執行役員洋食事業部長<br>2014年10月 当社執行役員営業戦略室長<br>2016年2月 当社執行役員物販事業部長<br>2017年3月 当社執行役員物販事業部長兼品質管理室長<br>2020年6月 当社取締役物販事業部長兼品質管理室長(現任) | 2,400株            |
| 7                                                                                                                                                                                     | よしの ゆういちろう<br>世 野 雄一郎<br>(1971年1月12日生) | 1992年4月 菱栄観光開発株式会社入社<br>2000年3月 当社入社<br>2003年10月 当社ウカイリゾート料理長<br>2007年2月 当社銀座うかい亭料理長<br>2011年3月 当社銀座うかい亭総料理長<br>2013年10月 当社洋食事業部総料理長<br>2016年2月 当社執行役員洋食事業部総料理長<br>2018年8月 当社執行役員総料理長兼海外戦略室長<br>2020年4月 当社執行役員飲食事業部長<br>2020年6月 当社取締役飲食事業部長(現任)                  | 1,000株            |
| 8                                                                                                                                                                                     | さいとう すみこ<br>斎 藤 寿美子<br>(1960年12月23日生)  | 1981年4月 三谷セキサン株式会社入社<br>2007年9月 当社入社<br>2007年9月 当社管理部経理課長<br>2009年12月 当社管理部課長兼経営企画室課長<br>2017年3月 当社経営企画室室長<br>2018年8月 当社執行役員経営企画室長<br>2020年6月 当社取締役経営企画室長(現任)                                                                                                    | 一株                |
| 9                                                                                                                                                                                     | よしだ みつお<br>吉 田 光 男<br>(1948年11月13日生)   | 1972年4月 サントリー(株)(現:サントリーホールディングス(株))入社<br>1991年4月 同社国際部部長<br>2001年3月 同社取締役<br>2003年3月 同社取締役経本部長<br>2005年3月 サントリーフーズ(株)取締役副社長兼サントリー(株)顧問<br>2006年3月 (株)ティップネス代表取締役社長<br>2009年3月 サントリービア&スピリッツ(株)(現:サントリー酒類(株))常勤監査役<br>2015年6月 当社取締役(現任)                          | 一株                |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>吉田光男氏は、(株)ティップネスの代表取締役社長を務め、長年にわたり経営の第一線に携わっており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な立場から当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待して、社外取締役として選任するものであります。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                  |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                  | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 10                                                                                                                                          | わたなべ けいじ<br>渡 邊 啓 司<br>(1943年1月21日生) | <p>1975年10月 プライスウォーターハウス会計事務所（現:P w Cあらた有限責任監査法人）入所</p> <p>1987年 7 月 青山監査法人（現:P w Cあらた有限責任監査法人）代表社員<br/>Price Waterhouse Coopers（現:P w Cあらた有限責任監査法人）Partner</p> <p>1995年 8 月 監査法人トーマツ（現:有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>1996年 4 月 同所代表社員</p> <p>2000年 6 月 いちよし証券(株)社外取締役</p> <p>2003年 7 月 Deloitte Touche Tohmatsu<br/>Global Middle Markets Leader<br/>(株)朝日工業社社外取締役（現任）</p> <p>2010年 6 月 SBIホールディングス(株)社外取締役</p> <p>2011年 3 月 (株)青山財産ネットワークス社外取締役（現任）</p> <p>2017年 6 月 SBIインシュアランスグループ(株)社外取締役（現任）</p> <p>2017年 6 月 北越紀州製紙(株)（現:北越コーポレーション(株)）<br/>社外監査役（現任）</p> <p>2018年 6 月 当社取締役（現任）<br/>（重要な兼職の状況）<br/>(株)朝日工業社社外取締役<br/>(株)青山財産ネットワークス社外取締役<br/>SBIインシュアランスグループ(株)社外取締役<br/>北越コーポレーション(株)社外監査役</p> | 一株                |
| <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>渡邊啓司氏は、会計専門家としての経験と専門知識を有しており、会計専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけることを期待して、社外取締役として選任するものであります。</p> |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                   |

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田光男氏ならびに渡邊啓司氏の両氏は、社外取締役候補者であります。両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 吉田光男氏は、当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 渡邊啓司氏は、当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、吉田光男氏ならびに渡邊啓司氏の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、当該契約を更新する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は会社法第430条の3第1項に規定する保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2021年6月27日に更新する予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                   | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                             | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 三 上 安 雄<br>(1960年6月3日生)                                                                                         | 1999年4月 弁護士登録<br>1999年4月 高井仲夫法律事務所（現:高井・岡芹法律事務所）<br>入所<br>2004年4月 ひかり協同法律事務所代表パートナー（現任）<br>2019年4月 東京大学法科大学院客員教授（現任） | 一株                |
| (社外補欠監査役候補者とした理由)<br>三上安雄氏は、弁護士の資格を有しており、これまで培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただけるとの判断から、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                      |                   |

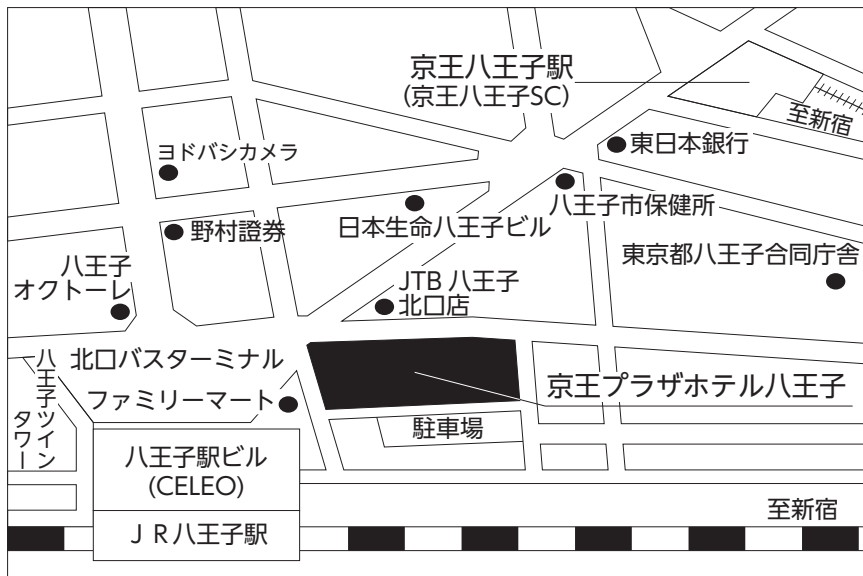
- (注) 1. 上記の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三上安雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 三上安雄氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 当社は、社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。三上安雄氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。三上安雄氏が監査役に就任された場合、同氏は会社法第430条の3第1項に規定する保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2021年6月27日に更新する予定であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

## 株式会社うかい 株主総会会場ご案内図

京王プラザホテル八王子 5階「翔王」  
東京都八王子市旭町14番1号  
TEL 042 (656) 3111



●交通のご案内：JR八王子駅北口、京王八王子駅中央口より徒歩3分

### 【株主総会における新型コロナウイルス感染症対策へのご協力のお願い】

- ・感染防止策の一環として、**書面による議決権行使**をお願いしております。
- ・総会当日にお配りしておりました**お土産品はとりやめ**させていただいております。

詳細は、本誌2ページに記載しておりますので、ご一読いただき、何卒、ご理解並びにご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。